

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月31日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第12号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則 の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表2 交番の部広島県東広島警察署の款八本松交番の項中「八本松町宗吉」を「八本松西三丁目」に改め、「八本松南一丁目～八丁目」の次に「八本松西一丁目～七丁目」を加える。

別表備考中「平成23年6月1日」を「平成23年10月31日」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。